

政策	4 環境にやさしい港	施策推進 責任者	港営部長 企画調整室長
基本施策	06 秩序ある港湾環境づくり		
個別施策	20 放置艇対策を推進する		

1. PLAN(目的・内容)

目的	サービスの対象者(誰のために)	プレジャーボート利用者、地域住民
	サービスの対象物(何を)	放置船舶
	意図(どういう状態にしたいのか)	適正に係留保管されている
内容	名古屋港の港湾区域内及び周辺水域には多くの放置船舶が確認されています。港内全般に渡って放置されている船舶に係留保管の適正化に向けて、関係機関や利用者との調整、放置艇を誘導するための係留保管場所の確保及び地域の実情に照らした規制によって、適正に係留保管されるようにしていきます。	
目標	港内の放置船舶の数を減らします。	目標達成に影響する外的要因等

成果指標	実績等	年度							目標	指標の説明(式)
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成25		
放置船舶の数	実績	隻	1,280	1,243	1,210	1,200	1,160	1,050	370	・達成率は平成18年度調査時(1,550隻)に策定した削減計画目標値(370隻)に対する撤去率(撤去目標1,180隻に対する実際の撤去率)
	達成率	%	22.9	26.0	28.8	29.7	33.1	42.4		
新舞子ポートパークに係留保管されている船舶の数	実績	隻	210	210	210	210	210	210(237)	210(280)	係留施設能力 I期:210隻 II期:200隻(H25年度供用:70隻、H26年度供用:130隻)※ 目標の括弧内は、II期も含めた数字です。
	達成率	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0(85.3)		

4. ACTION(個別施策全体の今後の取組の方向性)

次期政策体系への方向性	「次期政策体系への方向性」を判断した理由(本組合財政収支への影響の考察を含む)	
成果※3	コスト※4	
		・放置艇の削減にむけて、暫定係留保管区域・施設の確保や新たな恒久係留保管施設整備の取り組みを行っていくため。
次期政策体系への展開(個別施策の構成、新規事業の創出、事務事業の見直し等)		
・暫定係留保管区域・施設の確保については、「名古屋港プレジャーボート対策協議会」において、検討を進め、関係機関等と合意を図りながら進めていきます。 ・恒久係留保管施設の確保についても、同協議会において検討を進め、港湾計画に反映させ、その整備に向けて取り組んでいきます。		

3. CHECK(個別施策全体における取組状況と課題)

現政策体系における主な取組など	現政策体系における課題認識など
・新舞子ポートパーク第II期整備事業については、平成24年度に一部(4号棧橋:70隻)を整備し、平成25年4月に供用を開始しました。 ・平成25年度には5号棧橋:70隻、6号棧橋:60隻の計130隻の整備が完了し、平成26年4月から新舞子ポートパークの全面供用開始の運びとなりました。 ・新舞子ポートパーク第II期整備事業の総事業費は0.7億円ほど縮減できたことにより、累計達成率77.0%で事業完了しました。 ・放置等禁止区域の指定エリアを平成26年4月1日に拡大するため、同エリア内に係留する船舶等への所有者を対象に、4号棧橋への誘導を図りました。また、放置等禁止区域に指定することが平成27年4月に予定されているエリア内に係留する船舶等への所有者を対象に、5号・6号棧橋への誘導を図るため事前説明会等を実施しました。 ・学識経験者、国、警察、河川管理者、地元市村及び港湾管理者から成る「名古屋港プレジャーボート対策協議会(平成13年度設置)」において、平成25年度も継続的に放置艇対策の協議を重ねました。	・放置艇の更なる削減を進めていくためには、新たな恒久係留保管施設が必要ですが、整備までには関係者調整など多く時間を要することから、並行して、暫定係留保管区域・施設の確保を進めていく必要があります。
現政策体系における事務事業の適正性	
・事務事業構成は妥当です。	

2. Do(個別施策を構成する各事務事業の取組内容と今後の方向性)

重点化	担当課名	事務事業名(コード)	事務事業の概要	主な活動・成果指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	事業費の合計	目標値(年度)	平成25年度実施事業に基づく評価結果				
					実績	実績	実績	実績	実績	実績見込み			備考(判断の理由等)				
					上段:指標達成状況									事務事業※2	成果※3	コスト※4	
					下段:事業費(千円・人件費込)												
	(企画調整室)事業担当	新舞子ポートパーク第II期整備事業(個20事01)	係留施設3基(収容隻数:200隻)、消波工等	事業進捗率(%)				0.8	27.0	77.0	166,238	100累計(H25)	順調	完了			総事業費の縮減を図ることができたため、累計達成率77%をもって事業完了となりました。
	(港営部)プレジャーボート対策担当	プレジャーボート係留保管の適正化(個20事02)	放置等の状態にあるプレジャーボートについて、係留保管の適正化を図るため、地域の実情を踏まえた規制内容を検討していきます。	条例制定への進捗率(%)	15.0	30.0	50.0	55.0	55.0	58.0	20,372	100累計(H25)	順調	延伸・統合			・引き続き、係留保管の適正化条例の検討を進めていくため。 ・放置艇対策の推進に係る事業として統合。
	(港営部)プレジャーボート対策担当	プレジャーボート暫定係留保管区域・施設の確保(個20事03)	放置等の状態にあるプレジャーボートを収容する恒久係留保管施設を整備・確保するまで、暫定的に係留保管できる区域・施設を設置し、秩序ある係留保管を目指します。そのため、設置に向けて関係機関や利用者等との調整を行います。	全体計画5箇所中2箇所に係る暫定係留保管区域・施設の設定進捗率(%)	15.0	25.0	50.0	60.0	60.0	65.0	69,510	100累計(-)	順調	継続・統合			・暫定的な係留保管場所の確保に向けて調整を進めていく必要があるため。 ・放置艇対策の推進に係る事業として統合。
	(港営部)プレジャーボート対策担当	放置等禁止区域の放置船舶等の規制(個20事04)	恒久係留保管施設である新舞子ポートパーク(南5区)周辺を港湾法第37条の3の規定に基づく放置等禁止区域に指定し、定期的な巡視を行うとともに行政指導を行い、放置船舶等を移動・撤去します。今後、放置艇対策の状況に応じて、放置等禁止区域を拡大していきます。	放置等禁止区域内の放置船舶の隻数(隻)	0	0	0	0	0	0	33,800	0(継続)	順調	継続・統合			・今後も放置艇の状況に応じて、放置等禁止区域を拡大する必要があるため。 ・放置艇対策の推進に係る事業として統合。
施策コスト(事業費合計)					25,828	21,420	19,632	30,026	75,292	117,722	289,920						

注)事業費は総事業費から本組合負担分を抽出して計上しています。

注)目標値欄の「(継続)」は完了年度を定めず行う事業です。この場合の目標値及び目標年度は、原則として平成25年度を中間目標として設定しています。

※1

記入	内容
完了	前年度以前に完了した事業
順調	80%の進捗度合
やや遅れ	60%以上の進捗度合
遅れ	60%未満の進捗度合

※2

記入	内容
継続	施策の成果向上・維持のため、事務事業を継続することが妥当
完了	目的を達成したため、事務事業を完了することが妥当
延伸	状況を勘案し、目標年度を先送りするもの
統合	他の事業とまとめ、一体的に評価することが妥当
休廃止	終期を設定し事務事業を廃止または休止することが妥当

「継続」、「統合」、「延伸」の事務事業のみ※3、※4を記入

※3

記入	内容
	拡大 何らかの改善策の実施により成果の拡大を必要とするもの
	維持 従来どおり進めていくもの
	縮小 一定の成果を達成、必要性が薄れているなどの理由で成果を縮小するもの

※4

記入	内容
	拡大 成果の拡大(または維持)のためにコストの拡大を必要とするもの
	維持 従来どおり進めていくもの
	縮小 一定の成果を達成、必要性が薄れているなどの理由でコスト縮減を図るもの